



平成 28 年 6 月 27 日

各 位

上 場 会 社 名 株 式 会 社 パ ス ポ ー ト
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 水 野 純
(コード番号 7577)
問 合 せ 先 責 任 者 常 務 取 締 役 管 理 本 部 長
兼 総 合 企 画 部 長 久 保 田 勝 美
TEL (03) 3494-4497

決算期(事業年度の末日)の変更及び定款一部変更に関するお知らせ

平成 28 年 6 月 27 日開催の取締役会において、以下のとおり、平成 28 年 8 月 5 日開催予定の臨時株主総会において「定款の一部変更の件」が承認されることを条件として、決算期(事業年度の末日)を変更することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までとしておりますが、今般当社親会社に該当することになりました健康コーポレーション株式会社と事業年度を一致させることにより、連結決算ならびに業績開示等をより適切に行えるようにするため、これを毎年4月1日から翌年3月31日までに変更いたします。

これに伴い、現行定款第 11 条、第 12 条、第 47 条、第 48 条及び第 49 条に所要の変更を行うものであります。また、事業年度の変更に伴う経過措置として、新たに附則を設けるものであります。

2. 決算期変更の内容

現 在： 毎年2月末日

変 更 後： 毎年3月 31 日

(注)決算期変更の経過期間となる第 49 期事業年度は、平成 28 年3月1日から平成 29 年3月 31 日までの 13 か月決算となる予定であります。

3. 定款の一部変更

変更の内容は以下のとおりであります。下線部分は変更箇所を示しております。

現行定款	変更案
第 2 章 株 式 (基準日) 第11条 当社は、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において株主の権利を行使することができる株主とする。 (略)	第 2 章 株 式 (基準日) 第11条 当社は、毎年3月末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において株主の権利を行使することができる株主とする。 (略)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集) 第12条 当社の定時株主総会は毎年5月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>(事業年度) 第47条 当社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までとする。</p> <p>(期末配当金) 第48条 当社は株主総会の決議によって毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。</p> <p>(中間配当金) 第49条 当社は、取締役会の決議によって、毎年8月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集) 第12条 当社の定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>(事業年度) 第47条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>(期末配当金) 第48条 当社は株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。</p> <p>(中間配当金) 第49条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p>第1条 <u>第47条(事業年度)の規定にかかわらず、平成28年3月1日から始まる第49期事業年度は、平成29年3月31日までの13か月間とする。</u></p> <p>第2条 <u>第49条(中間配当金)の規定にかかわらず、第49期事業年度の中間配当金の基準日は平成28年8月31日とする。</u></p> <p>第3条 <u>本附則は、第49期事業年度経過後は、これを削除する。</u></p>

4. 今後の見通し

第49期(平成28年3月1日から平成29年3月31日)の業績見通しにつきましては、平成29年3月期第1四半期決算短信発表時を目途に開示いたします。

以上